

ティー・エム・エス株式会社 行動計画(女性活躍推進法)

No.1 計画期間: 2026年4月1日～2031年3月31日

No.2 目標と取組内容・実施時期

目標1 計画期間中に採用した労働者に占める女性の割合を50%以上とする。

< 取組内容 >

2026年4月～

- ・ 求人票・募集ページ内容の見直し
- ・ 女性応募につながる情報提供方法の検討
- ・ 派遣スタッフの働きやすさに関する意見の定期的な把握および必要に応じたフォローの実施

2027年4月～

- ・ 応募状況(応募経路・属性・離脱理由等)の分析
- ・ 分析結果に基づく募集方法・媒体選定の見直し

2028年4月～

- ・ 募集ページ内容の再整理および応募促進につながる情報発信の強化
- ・ 派遣スタッフの定着状況の確認および必要に応じた派遣先・フォロー体制の見直し

2029年4月～

- ・ 女性応募促進に向けた募集方法の強化
- ・ 採用活動の進捗確認および採用手法の見直し

2030年4月～

- ・ 採用活動全体の振り返りおよび目標達成状況の分析
- ・ 次期計画に向けた改善点の整理

目標2 計画期間における育児休業の平均取得率を、女性90%以上・男性50%以上とする。

< 取組内容 >

2026年4月～

- ・ 従業員全体への育児休業制度の周知・啓発
- ・ 育児休業制度の内容や取得手続きに関する個別周知および利用促進
- ・ 本人又は配偶者の妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の適切な時期に、個別の意向聴取を行い、必要な配慮を実施

2028年4月～

- ・ 育児休業取得状況の中間的な把握
- ・ 課題の整理および必要に応じた取組内容の改善

2030年4月～

- ・ 男女別育児休業取得率の推移および目標達成状況の分析
- ・ 次期計画に向けた改善点の整理